

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（抜粋）

平成16年4月1日

総長裁定制定

（前略）

（定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 給与規程第5条第1項の俸給表(以下「俸給表」という。)のうちいずれかの俸給表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 教職員の職務の級を同一の俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 教職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 教職員が教職員として同種の職務に在職した年数(第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。)をいう。
- (5) 必要経験年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 教職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 国立大学法人等職員統一採用試験及び別に定めるこれに相当する試験(以下「統一試験等」という。)並びに別に定める試験(以下「別に定める試験」という。)をいう。

（中略）

（級別資格基準表の適用方法）

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる教職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の教職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて教職員となった者
- (2) 前号に該当し、その後引き続いて国家公務員、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、公庫・公団等の職員(沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に掲げる法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)又は独立行政法人等の役員(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する

独立行政法人（特定独立行政法人を除く。）又は国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人の役員をいう。）（以下「国家公務員等」という。）となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて教職員となった者及び前号に準じて国家公務員等として勤務した後、引き続いて教職員となった者

- 3 級別資格基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける教職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については前項の規定にかかわらず同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。
- 4 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。
- 5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（中略）

（初任給基準表の適用方法）

- 第12条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

- 第13条 新たに教職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。
- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「統一試験等」にあつては「大学卒」の区分、「別に定める試験」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（中略）

(初任給に関する経過措置)

- 5 平成19年1月1日以後に新たに教職員となり、その者の号俸の決定について細則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに教職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下この項において「特定号俸」という。)の号数から同細則第11条第1項の規定による号俸(同細則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。)の号数を減じた数を4(新たに教職員となった者が特定教職員(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同細則第28条各号に掲げる教職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を~~さかのぼった~~遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、同細則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を~~さかのぼった~~遡った日(平成22年1月1日以後に新たに教職員となった者で採用日から調整年数を~~さかのぼった~~遡った日が同日の属する年の11月1日(特定教職員にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における同細則第26条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日まで(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)の間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

(中略)

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第8号、第5条第3項、第13条第2項、別表第2、別表第6の改正規定については、平成22年度試験実施分から適用する。

(前略)

別表第2 級別資格基準表 (第4条関係)

一般職俸給表 (一) 級別資格基準表

試 験		学歴 免許等	職務の級									
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
正 規 の 試 験	I 種	大学卒			4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	統一試験等	大学卒		0	5	9	11	13	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	II 種		0	3	7	11	13	15	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	別に定める試験	高校卒		8	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
III 種		0	8	12	16	18	20	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める	
その他		中学卒		9	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			3	12	16	20	22	24	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める

注) 職務の級欄の上段の数字は、「必要在級年数」を、下段の数字は、「必要経験年数」を示す。(以下同じ。)

(中略)

専門業務職俸給表 級別資格基準表

試 験		学歴 免許等	職務の級							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
正 規 の 試 験	I 種	大学卒		5	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	統一試験等	大学卒	0	5	9	13	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	II 種		0	7	11	15	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
	別に定める試験	高校卒		9	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
III 種		3	12	16	20	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める	
その他		大学卒		7	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			0	7	11	15	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
		中学卒		9	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			7	16	20	24	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める

(中略)

別表第6 初任給基準表 (第11条関係)

一般職俸給表 (一) 初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正 規 の 試 験	統一試験等	1級25号俸
		別に定める 試験	1級5号俸
	その他	高校卒	1級1号俸

(後略)